

AI パートナー試行導入業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）6月15日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

- (1) 業務名
AI パートナー試行導入業務
- (2) 業務内容
AI パートナー試行導入業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務履行期間
契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 委託費

委託費の上限は6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 株式会社、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人その他法人格を有する団体であること。
- (7) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。。

4 評価基準・評価項目

AI パートナー試行導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

AI パートナー試行導入業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価を基に、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手續等

(1) 担当課

福山市企画財政局企画政策部デジタル化推進課

住 所：〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎4階）

電 話：084-928-1254（直通）

FAX：084-920-1188

E-mail：digital@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）6月15日（月）
実施要領等の配布期間	2026年（令和8年）6月15日（月）から 6月29日（月）午後5時まで
質問書の受付期間	2026年（令和8年）6月15日（月）から 6月22日（月）午後5時まで
質問に対する 回答期限・回答方法	2026年（令和8年）6月24日（水） 福山市ホームページ（ https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。）に掲載します。
参加申込書類の受付期間	2026年（令和8年）6月15日（月）から 6月29日（月）午後5時まで
参加資格確認結果通知の 発送期限	2026年（令和8年）7月 1日（水）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）7月 1日（水）から 7月10日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実 施	2026年（令和8年）7月17日（金）※予定
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）7月22日（水）※予定

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2026年（令和8年）6月15日（月）から同月29日（月）午後5時まで（土、日を除く。）

イ 配布場所

福山市ホームページからダウンロードすること。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めるものとする。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合はプレゼンテーションを実施し、適否を審査する。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。